

連系線の利用ルールに関する意見

電源開発株式会社

2016年9月30日

1. 新しい仕組みの導入時期



(1) 連系線の利用ルールに関し、基本的に(※)、先着優先に基づく連系線予約の受付を停止し、又は、スポット市場取引を優先する仕組み(間接オークション)を導入するに当たって、契約やシステムの見直しなど、御社として必要と考える準備期間と、その理由について御説明をお願いします。

※ 特定負担、長期固定電源の扱いについては、「中間とりまとめ」に基づき、別途、その扱いを検討。

(基本的な考え)

- ✓ 今般の検討会での制度詳細検討後に、受電会社との相対契約の見直し協議を開始し、システム改修を実施するもの。
- ✓ 受電会社との相対契約の見直しに要する期間については、相手との協議事項であり、現時点では想定が難しい。
- ✓ 当社側のシステム整備に関しては、電力広域的運営推進機関あるいは日本卸電力取引所側のシステム改修に合わせて実施。

(受電会社との相対契約の見直しに係る協議について)

- ✓ 発電事業者と小売事業者の相対契約により、特定の発電所に紐付いている点など、見直しの必要性は認識しており、その見直し協議を当事者間で円滑に進めるためには、中間とりまとめに記載の通り、私契約についての整理が必要。

※ 相対契約に求める機能は事業予見性(安定性)の確保。特に電気事業法上の規制が存在していた状況下においては、一般電気事業者との相対契約が事業予見性を確保するほぼ唯一の手段であった。

(参考)『地域間連系線の利用ルール等に関する勉強会 中間とりまとめ 5. 連系線の割り当てルールの方向性 (6)基本的な考え方 (P42)』

1. 発電事業者と小売事業者の間の私契約が、特定の発電所からの一定量の引き取りを前提とした契約となっている場合には、事業者による経済合理的な行動の妨げとなる(すなわち、市場により安い電源があっても、調達先の切り替えや、電源の差し替えを行うことができない。)おそれがある。
2. また、ここまでの議論のとおり、連系線利用ルールを見直したとしても、発電-小売間の私契約の見直しが行われないうちに、電源の差し替え等の行動が期待できず、メリットオーダーが実現しないことから、意味をなさないと考えられる。
3. さらに、「間接オークション」の導入に当たっては、発電-小売間の私契約の見直しや、取引価格を固定する場合は、差金決済契約への見直しが必要との意見もある。
4. しかしながら、それであっても、連系線利用ルールの見直しを行うことは可能と考えられることから、期限を決めて、見直しを実現していくことが適当。

2. 経過措置について

(2) (御社が、現行ルールの下、連系線の利用登録を行い、又は行っている小売事業者に対して電気の供給を行っている場合、) 上記(1)の仕組みの導入に当たって、御社として経過措置を必要と考える場合、その理由及び必要とする期間について御説明をお願いします。

(基本的な考え)

- ✓ 現行ルールの下では、連系線利用登録の主体は小売事業者となっているが、実際に利用しているのは発電事業者と小売事業者であり、経過措置の付与の対象としては、両者であるべき。

(発電事業者への経過措置を必要と考える理由)

- ✓ 発電事業者は、登録されている連系線利用計画に基づいて、設備更新投資を行っている。
- ✓ 現在、小売事業者が先着優先ルールにて確保している連系線容量は、平成16年2月の電力系統利用協議会発足時より平成28年3月までの発電事業者と小売事業者の電源を特定した契約に対して与えられた登録が引き継がれたという経緯がある。
- ✓ 平成27年4月より、それまで小売事業者に限定されていた連系線利用登録が一部、発電事業者にも可能となり、平成28年4月より、計画値同時同量制度を導入しエリアの一般送配電事業者と発電量調整供給契約の締結が発電事業者にも可能となった。また、平成28年9月から電力・ガス取引監視等委員会における「送配電網の維持・運用費用の負担のあり方検討WG」で託送料金の発電側への課金の検討が開始されるなど、託送制度の見直しの方向性は、発電事業者と小売事業者それぞれの主体性を認めるものである。

(経過措置を必要とする期間)

- ✓ 既に利用登録されている平成38年3月までを考慮。

(3) その他、連系線利用ルールに関し、御意見があればお願いします。

広域メリットオーダー実現の観点から、以下の3つの視点が重要。

(市場活性化について)

- ✓ 市場の活性化と連系線利用ルールの見直しは、一体的に進めることが必要であり、互いの進展状況を踏まえた移行が望ましい。
- ✓ 広域メリットオーダーを実現のためには、連系線利用ルールの見直しに合わせて市場の活性化策が進められるべき。

(再生可能エネルギー制度との関係について)

- ✓ FIT法の賦課金により、国民全体が別途コスト負担をしている再生可能エネルギーは、設備設置後の限界費用がゼロ円で市場投入は可能。結果的に、賦課金および火力の抑制に係るコストを踏まえると広域メリットオーダーではなく再生可能エネルギーの最大導入のために、連系線の一部容量を優先的に使用することとなる。

(連系線の運用容量と電源制限の関係について)

- ✓ 一部の連系線においては、電源制限(連系線故障により系統分離が発生し、規定の周波数限度を上回ると想定される場合に実施)を前提とした運用容量が設定されている。
- ✓ 間接オークションの導入に伴い、対象とする運用容量を検討する際には、連系線の有効活用の観点から、電源制限の運用についての整理が必要。